

第八十一

與辰並未保險法中改正法律案特別委員會議事速記錄第十九號

昭和十八年二月二十五日(未曜日)午前十一時十三分開會

リ委員會ヲ開會致シマス、最初ニ米原君ニ
發言ヲ許シマス

○米原章三君 私ハ昨日皇國農村建設ニ付
テ御伺ヲ致シマシタ處、凡ソノ輪廓ト構想
ノ片鱗ハ承リマシタガ、何分大臣モ御多忙
デイラッシャマイマシテ、時間モアリマセヌデ
シタカラ詳細ニ承ルコトハ出来マセヌデシ
タガ、要スルニ大和民族涵養ノ基盤トシテ、
又國民生活ノ給源トシテ皇道ニ即シタ農村
ヲ建設スルノデアル、而モソレハ自作農創
定ヲ中心トシテ、有畜農業經營ノ科學化、
農民鍊成ニ依ル農民道ノ徹底及指導、施設
ノ企畫ニ依ツテ、適正ナル經營規模ノ農村ヲ
建直スノデアル、斯ウ云フ意味ノヤウニ御
構想ヲ拜承シタノデアリマス、誠ニ私共同
感至極ニ存ズル次第デアリマス、唯私ハ茲
ニ新シキ農村ヲ再建設サレルニ當リマシテ
我ガ國農村ニ於キマシテ、明治、大正、昭
和ヲ通ジテ其ノ指導ノ中樞デアリマシタ地
主階級ヲ如何ニ御取扱ヒニナルカニ付テ、
何等ノ御構想ヲ承リマセヌデシタコトヲ最
モ遺憾トスル者デアリマス、就キマシテ私
ノ御伺ヒ致シタイト思ヒマス重點ヘ、皇國
ノ農村建設ニ當リマシテ、其ノ重要ナル中
核トシテ自作農創定ヲ政策トシテ今回御提
案ニナリマシタト同時ニ、何故我ガ國現在
ノ地主階級ヲ地主トシテノ本然ノ姿ニ復歸
セシムルノ政策ヲ樹立セラレナカツタデア

明治維新以來、地主階級が我が農村ノ維持育成ニ貢獻致シマシタ功績ハ、今更事新シク申上ゲル迄モアリマセヌ、所謂地主階級ハ常ニ一村ノ指導者トシテ農村ヲ率キ、自ラ運營ノ責ニ任ジテ居ツタノデアリマス、從ヒマシテ總テノ地主ガ直接農耕ノ業ニ從事シテ居リマスノハ勿論、教育ニ於テモ、智能ニ於テモ、財力ニ於テモ優越セル地位ヲ占メテ、一村ノ師表ト仰ガレテ居ツタノデアリマス、而モ地主ト小作トノ間ニハ權利義務ノ觀念ハ超越シテ居リマシテ、極メテ圓滿ニ、所謂親方子方ノ呼稱ノ通リニ、眞ニ親子ノ如キ至情ヲ以テシテ唇齒輔車ノ關係ガ結バレテ居ツタノデアリマス、斯ウシテ一村ノ家族主義ハ培ハレ、醇風美俗ハ保持サレテ居ツタノデアリマス、而シテ維新後ノ國民皆兵制度ト共ニ、日本武士道ノ生命ハ力強ク培養サレテ居ツタノデアリマス、誠ニ大和民族涵養ノ素地ハ茲ニアッタノデアリマス、然ルニ日露戰爭ヲ契機ト致シマシテ我ガ國ガ世界的ニ躍進シ、所謂自由經濟主義華ヤカナル時代ニ入りマスルヤ、農地ハ自由ニ都市ノ資本家ニ賣買セラレルニ至リマシタ、ソレト同時ニ農村ノ地主階級ハ、時代ノ潮流ニ誘ヘレマシテ、近代文化生活ニ累サレルニ至ツタノデアリマシテ、本來土ヲ愛シ、土ニ親シミツ、アッタ生活カラ遊離マス、而シテ我ガ國自由主義末期ノ思想混

亂時代ニ直面致シマシテ、農村ノ革新運動ニ地主階級ハ崩潰ノ一路ヲ辿リツ、アルノガ現状デアリマス、而モ今次自作農創定ノ政策が實現セラレ、其ノ緒ニ著キマスルヤ、加速度的ニ崩潰スルコトト想像サレルノデアリマス、併シナガラ私ハ我ガ國農村ニ於テ永キ歴史ト傳統ニ生キ、大和民族發祥ノ基地タル農村指導ノ中堅タリシ地主階級ヲ全然崩潰セシムルコトガ、果シテ國策上宣キカ、是ハ由々シキ重大問題ト思フ者ニアリマシテ、皇國ノ農村ノ建設トシテハ、地主ヲシテ新シキ農村ノ指導者タル矜持ト責務ヲ以テ自ラ農耕ノ業ニ精進スルコトヲ天職ナリト自覺セシメ、所謂新秩序建設ノ運動ヲ展開サセラレルコトガ、最モ焦眉ノ急ナルモノト信ズルモノデアリマス、而シテ地主ノ子弟ニハ父祖ノ家業ヲ繼承セシメ、質實剛健ナル農民魂ヲ鍛錬シ、特殊ナル農業教育ノ鍛成ヲ致サセマシテ、所謂新シキ地主階級タル自覺ヲ復活セシムル時ニ農村新體制ハ確立スルデハアリマスマイカ、私ハ我ガ國農村ノ特殊性ト致シマシテ家族主義ヲ根柢トシ、農民道ニ徹スル地主、小作ノ渾然一體トナレル存在ヲ或程度迄強調シテ止マナインデアリマス、即チ各農村ニハ必ず相當數ノ地主階級ヲ維持スルコトガ、皇國農村建設ノ必須條件トセラレルコトヲ要望シテ已マナイモノデアリマス、茲ニ大臣ニ對シテ此ノ新地主制度創設ノ御意思アリヤ否ヤ伺ヒタイノデアリマス

○國務大臣(井野碩哉君) 皇國農村確立促進ニ當リマシテ、地主階級ニ對スル何等力ノ對策ガナイノガ遺憾ダト云フ御話デゴザイマス、私ハ地主階級トカ小作人階級トカ、今日階級的ナ意味ニ於テノ地主ナリ小作人ノ問題ヲ考ヘタクナイノデアリマス、今日ハ國民全部ガ一團トナリマシテ、大東亞戰爭完遂ニ向テ行カナケレバナラヌ時代デアリマスルカラ、所謂階級的ナ存在ニ於テノ、其ノ人々ヲドウ取扱ッテ行クカト云フ氣持デ之ヲ導イテ行キマスヨリハ、寧ロ今日日へ居村ト云フモノノ單位ニ、其ノ村ヲ如何ニシタラ立派ナル農村ニ爲シ得ルカト云フ所ニ主眼點ヲ置キマシテ、農村自體ニ於キマシテハ、今御話ノ通り今回ノ政府ノ施設ト致シマシテモ、全部ヲ自作農地ニスルト云フノデハナイノデアリマス、地主諸君ガ明治維新以來、國家ノ農業ニ盡サレマシタ其ノ功績モ亦居村ニ於ケル人望竝ニ財產的地位ニ於キマシテモ、結局ハ矢張リ土地ヘ或程度持チ、又自ラ耕作シ、範ヲ村民ニ垂レテ行クト云フ所ニ於テ、指導的立場ニ立ツテ居ラレル立派ナル方々モ多イノデアリマスカラ、是等ノ方々ハ更ニ自作農家ト渾然一體トナシテ、皇國農村ヲ築キ上ゲテデハナイカト思フノデアリマス、デアリマスルカラ、地主階級ト云フ全國ヲ通ジテノ農村ヲ盛上ゲテ行ク上ニ於テノ大切ナ觀點デハナイカト思フノデアリマス、デアリマスルカラ、一審今日ノ時局ニ於テ、農村ヲ盛上ゲテ行ク上ニ於テノ各立場ヲ十分ニ

1000

理解シテ、サウシテ村ヲ如何ニシタラバ立派ナ村ニ爲シ得ルカト云フコトヲ、主眼ニ考ヘテ行キタイノデアリマス、今回ノ自作農創定施設ヲ擴充致シマシタノモ、現在ノ地主諸君ガ持ツテ居ラレル耕地自體ハ、現在ノ耕作事情カラ見ルト云フト、多キニ過ギルノデハナイカ、之ヲ寧ロ小作人ニ或程度分割シテ、サウシテ残タ所ノモノヲ自ラ耕サレ、或程度ノ小作ヲシテ行カレルト云フコトガ却テ宜ノノデハナイカ、サウデケレバ、今日ハ小作人ハ地主ニ土地ヲ返還シテ外ノ方へ離村スルト云フ傾向モ強イノデアリマス、サウナツタ場合ニ、却テ地主諸君ハ耕サレザル土地ヲ多く持タレテ困ル時代モ、將來ハ多クナリマスカラ、是等ノ點ヲ考ヘマシテ、今回ノ自作農ノ創定施設ヲ擴大強化致シタノデアリマスルカラ、此ノ意味ニ於テハ、私トシテハ地主諸君ノ立場モ十分考慮ニ加ヘマシタ施策トスウ信ジテ居ル次第アリマス

各位大臣トノ質疑應答ノ内容ヲ拜承致シ
マシテ、永ラク此ノ日本ノ重大ナル農地問
題ハ、地主ヲ後退セシムルト云フ一途ヲ辿
リツ、アルノデアリマシテ、仰セノ如ク或
程度迄地主ヲ殘スト云フ御方針デアルナラ
バ、自作農創定ト同時ニ地主ヲ如何ナル體
制ノ下ニ殘シテ行クカト云フコトヲ御考慮
ニナルト同時ニ、自作サセルコトガ、圓滿
ニ此ノ農地問題ヲ解決スル途ト私ハ信ジテ
居リマス、此ノ意味ニ於キマシテ、今回此
ノ地主問題ガ何等政策ノ上ニ現レテ居ナイ
ト云フコトヲ遺憾トシタモノデアリマスガ、
大體ニ地主ヲ相當數殘シテ行クタ云フ御意
嚮ハ、只今ノ御意見デ承知致シマシタガ、
之ヲ徹底サシテ戴キタイ、是ハ私ノ希望デ
アリマス、次ニ御伺ヒ致シタイ點ハ我が國
ノ家族制度ハ長子ノ家督相續制デアリマス、
ソレハ農村ニ於テハ不文ノ農地家産制トモ
言フベキモノデアルト思ヒマス、此ノ尊キ
傳統ノ下ニ大和民族ノ基地ハ培ハレ、土ヲ
愛シ土ニ親シム農民ハ生レテ居ルノデアリ
マス、茲ニ新地主制度ノ創設ノ意義ガアル
ト思ヒマス、付キマシテハ大臣ハ農地家產
制度、即チ農地ノ世襲制ヲ制定サレルノ御
意嚮ハアリマセヌカ

ラウカ、斯ウ考へて居ルノデアリマス、ト申スノハ今日ノ農地ヘ、矢張リ金融ノ對象トシテ、經營上主要部分ヲ占メテ居ルノデアリマスルカラ、家產制度ニ致シマシテ、其ノ融通性ヲ失ハシメルト云フコトガ適當デアルカドウカ、茲ニ別箇ニ何等カノ機關ヲ設ケマシテ、サウシテ其ノ融通性ヲ或程度認メツ、家產制ヲ實行シテ行クト云フコトニ始メテ家產制ノ有恆性ヲ考慮出來ルノデアリマスルカラ、ソレ等ノ點ニ付テハ十分自作農創設ト相俟チマシテ、今後ノ研究ニ委シタイ、斯ウ考へテ居リマス
○米原章三君 大體ニ了承致シマシタ、仰セノ通り家產制度ガ、土地ノ融通性ヲ缺クト云フ缺點ハ私モ承知致シマス、是ト同時ニ餘リニ土地ニ融通性ガアリマシタ爲ニ、最近ニ於ケル自由主義時代ニ於テ、土地ガ誤マレル方向ニ流レタコトモ御承知ノ通りデアリマス、私ハ此ノ意味ニ於テ家產制度ヲ強調シタイ、仰セノ通り其ノ方法ニ付テ種々御懸念ノコトモアルト思ヒマスガ、是非共、今回ノ此ノ自作農創設制度ト共ニ、家產制度ニ付テ慎重ナル御考慮ト、其ノ急速ナル實施ヲ要望シテ止ミマセヌ次第デアリマス、第三ニ今回ノ自作農創定ノ方針ハ、大體ニ於テ我國現時ノ小作農地二百七十萬町歩ノ中、百五十萬町歩ノ自作農ヲ創設スルトノ御方針ノヤウデアリマス、從ヒマシテ小作農地ガ約百三十萬町歩ヲ自作農開發營團ニ依ル開墾地五十萬町歩ヲ自作農コトニナルト思ヒマスガ、此ノ百三十萬町歩ヲ以テ、私ノ先刻申上げマシタ新シキ地主ヲ創設スル制度ヲ勘案サレテハ如何カト

思フノデアリマス、自作農創設ト相對シテ
速カニ之ヲ實施サレルコトガ、自作農創設ノ
目的ヲ達シ、所謂皇國農村制度ノ確立ハ此
ノ二ツノ方向ヲ以テ御進ミニナルコトガ重
要ト思フノデアリマスルガ、此ノ點ニ付テ
ノ大臣ノ御考ヲ承リタイト思ヒマス
○國務大臣(井野碩哉君) 只今御述ノ通り
自作農創定ノ目標ハ、二十五箇年間ニ既墾
地百五十萬町歩、新開墾地五十萬町歩ヲ目
標ト致シマスルカラ、アト百三十萬町歩ト
云フモノヲ小作地トシテ殘ス譯デアリマス、
此ノ小作地ハ結局ソレニ相對シテノ地主諸
君ガ殘ラレル譯デアリマスルガ、當初申上
ゲマシタ通り、皇國農村ヲ今後確立シテ參
リマスル上ニ於テ、其ノ村ニ於テ如何ナル
地域ヲ自作農地トシ又小作地トスルカト云
フコトハ、村々ノ計畫ノ上ニ於テ織り込ン
デ樹テ參リタイト思シテ居リマス、從ツ
テ新地主制度トカ云フ制度的ニ之ヲ考ヘマ
セヌデモ、自ラ反射的ナ結果ニ於テ新地主
ト申シマスルカ……新タナル觀念ナリ構想
ノ下ニ地主諸君ノ居村ニ於ケル指導的地位
ヲ十分ニ活用シツヽ、而モ尙地主諸君モ自
ラ耕作サレルヤウニ進マレテ、サウシテ居
村ニ於テ小作人ト一體ニナッテ村自體ヲ護
リ上げテ行クト云フコトノ指導方針ノ下ニ今
後進ンデ參リタイト思シテ居リマス、デアリ
マスルカラ是ハ指導方針デアリマシテ、制
度トシテ、自作農創定ト云フヤウナ一定ノ
資金ヲ用意シ、又手續ヲ色々ニ改變シマジ
テ、サウシテ之ヲ促進シテ行クト云フ行キ
方ハ執ツテ居リマセヌガ、其ノ行キ方ノ上ニ
ニ之ヲ小作人ニ賣リ渡シテ自作農創定ヲセ

シムルト云フ強力ナル制度ニナリマスルト
云フト、是ハ地主諸君ノ崩潰ニナリマスル
カラ、從ツテサウ云ツタ手段ヲ執ラズシテ、
漸進的ナル自作農創定ノ方針ヲ執リマシタ
反面ノ政府ノ意圖ヲ十分御理解ニナリマス
レバ、自ラ今御述ニナリマシタ御意見ト少
シモ違ヘズニ進ミ得ルノデハナカラウカト
信ジテ居ルノデアリマス

○米原章三君 大臣ノ御話ニ依ッテ、所謂新
シキ地主ハ殘スベキモノノダト云フ仰セハ承
知致シマシタガ、是ハ所謂經濟的ニ國ガ金
ヲ使ハレル必要ハナイ、制度的ニ之ヲ勘案
サレルコトガ寧ロ新シキ地主ヲ殘ス最モ良
キ方法カト思フノデアリマス、唯施策ニ於
テ御考ニナルノデハ不徹底デハナイカ、殊
ニ先日衆議院ニ於ケル議員各位ト大臣トノ
應答ノ速記録ヲ見マシテ、其ノ中ニ流レル
考ヘ方ヲ想察致シマスレバ、如何ニシテモ
此ノ際百三十萬町歩ハ殘ルノダ、ソレハ如
何ナル時代ニカ自作農ニシテシマフノダ、矢張
リアノ應答ノ流レノ中ニハ、最早地主ト云フ
制度ハ崩潰シテモ宜イノダト云フ意識ニ燃
エテ居ラレルノデハナイカト、私ハ謂ニテ居ルカ
モ知レマセヌガ想像シタノデアリマス、此ノ
點ガ今後ノ皇國農村建設ノ思想的ニ御考ヲ
戴カケレバナラヌ重大ナル問題ダト私ハ
思フノデアリマス、此ノ點ガ本日御質問申
上ゲル骨子デアリマス、私ガ所謂誤レル今
日ノ地主ハ考ヘ直サナケレバナラス、併シ
土ニ親シミ、自ラ農耕ノ業ニ從フ今日迄ノ
地主ガ本然ノ姿ニ還ルコトガ最モ必要デア
ル、斯ク考ヘマスル意味ニ於テ、制度的ニ
御考ニナル必要ガアリハセヌカ、ソレガ自
作農創定ヲ實現セシムル早道デハナイカ、
斯ウ考ヘテ居リマス

○國務大臣(井野頴哉君) 私が衆議院ノ委
員會デ申上ゲマシタコトヲ御綜合ニナリマ
シテノ御意見デアリマスガ、衆議院ノ委員
會デモ、私ハハツキリ居村ニ於ケル地主ノ
地位ナリ又使命ナリヲ申述べテ居リマス、
サウンテ或意味ニ於テハ指導者的地位ニ於
テ、又或場合ニハ自ラ篤農家トモナシテ、サ
ウシテ村ヲ率ヒテ行ツテ貰ヒタイト云フコ
トモハツキリ申述べテ居リマスノデ、總テノ
地主諸君ノ今日ノ状態ヲ大變革スルト云フ
氣持ハ持ツテ居リマセヌ、而モ自作農創定ニ
當リマシテハ、地主諸君ノ今日ノ國家ノ要
請ニ應ズベキ機運ト相俟チマシテ、所謂自
作農創定運動ヲ地主諸君ニ勵キ掛ケテ、其
コトガドウ云フ御要望カ私ニモマダ其ノ點
ト云フコトヲハツキリ申上げテ居ルノデア
リマスカラ、其ノ意味ニ於テ、制度ト云フ
ノ協力ニ依ツテ此ノ目的ヲ達成シテ行カウ
ハツキリ致シマセヌガ、所謂自作農創定自
體又家產制度等ノ今後ノ研究ト相俟チマシ
テ、地主諸君ノ立場ト云フモノヲ十分ニ政
府トシテモ考ヘテ參リタイト云フコトヘ申
上げテ差支ナイト存ジマス

○米原章三君 大體ニ所謂地主ヲ殘スト云
ノ御考ニ付テノ、又地主ト云フモノニ付テ
戴カケレバナラヌ重大ナル問題ダト私ハ
思フノデアリマス、此ノ點ガ本日御質問申
上ゲル骨子デアリマス、私ガ所謂誤レル今
日ノ地主ハ考ヘ直サナケレバナラス、併シ
土ニ親シミ、自ラ農耕ノ業ニ從フ今日迄ノ
地主ガ本然ノ姿ニ還ルコトガ最モ必要デア
ル、斯ク考ヘマスル意味ニ於テ、制度的ニ
御考ニナル必要ガアリハセヌカ、ソレガ自
作農創定ヲ實現セシムル早道デハナイカ、
斯ウ考ヘテ居リマス

○國務大臣(井野頴哉君) 制度化ノ意味ガ
能ク分リマシタガ、サウ云ツタ事情ハ強制化
シテ行クコトガ却テ私ハ畫一的ノ弊ニ流レ
ルノデハナイカ、寧ロ矢張リ各農村ノ實地
ニ即シテ、皇國農村ノ建設ヲ計畫致シマス
シテ行クコトガ却テ私ハ畫一的ノ弊ニ流レ
ルコトガ、最モ實情ニ即シ、而モ地方ノ事
情ニ即應スルモノデハナイカ、斯ウ考ヘテ
居リマスガ故ニ制度ト云フ言葉ヲ申上げナ
カツタノデアリマスガ、御趣旨ノ點ハ能ク
私モ分ッテ居リマスカラ、十分皇國農村確立
促進施設ヲ實施致シマス際ニ考慮ヲ加ヘテ
參リタイト思ヒマス

○米原章三君 只今ノ御意見デ非常ニ満足
致シマス、次ニ皇國農村ハ大和民族ノ基地
タルト同時ニ、食糧生産ノ根源デアリマス
カラ、今後ノ農村ニ課セラルベキ問題ハ、
農業經營ノ科學化ニ依リ生産ヲ増強スルコ
トデアリマス、而シテ是ガ重大ナル責務ヲ
新シク地主層ニ負擔セシムルコトニ依リマ
シテ、新シキ指導者タル矜持ヲ保タシムル
コトガ出來ルト思ヒマス、サウシテ農地ノ
改良事業ニシテモ、或ハ耕地ノ交換分合ノ
實施ニ當リマシテモ、地主側ト小作ノ間ヲ
協調セシムル時ハ極メテ圓満ニ實現シ得ル
モノト思ヒマス、就キマシテ皇國農村建設
ニ際シテ、其ノ指定農村毎ニ自作農創定ト
新シキ地主ノ存在トヲ考ヘテ計畫シテ戴キ
タイ、此ノ問題ハ只今ノ大臣ノ御話デ大體
了承致シマシタガ、唯法制化スルヤ否ヤニ
ガ、日本ノ家族制度ヲ強調スル此ノ農村ニ
必要デハナイカ、斯ウ云フ意味ニ於テ家產
制度ヲ御考ヘ戴クト共ニ、此ノ地主ノ制度
ヲ考ヘテ戴ク御考ハナイカ、斯ウ云フ意味
デアリマス

キマシテ、其ノ價格ヲ是正スル途モアルノ
デアリマス、適當ニ善處致シテ參リタイト

思ヒマス

○米原章三君 能ク分リマシタ、次ニ御伺

ヒ致シタイノハ適正小作料設定ノ進行状況

ノ府縣別ノ表ヲ拜見致シマシテ、非常ニ此

ノ進行ガ順調ニ行シテル地方ト、殆ド此ノ適

正小作料設定ノ出來テ居ナイ地方ト、府縣

ニ依シテ非常ニ等差ガアルヤウニ思ヒマス、

是ハ何カ農林省ノ指導ノ方法、所謂小作官

ノ如何ニ依シテコンナニ開キガ付イテ居リ

マスカ、或ハ國ノ方針デアリマスカ、或地方

デハ殆ド全府縣ニ於ケル八割以上ノ町村ガ

最早適正小作料ヲ設定シテ居ル町村モアリ、

又府縣ニ依リマシテヘ一府縣數箇町村シカ

ナイ府縣モアル、此ノ表ヲ拜見致シマシテ、

此ノ國ノ政策ガ府縣ニ依リ斯クモ相違ノア

ル點ニ付テモ農林省ノ御考ヘ方ヲ承リタイ

ト思ヒマス

○國務大臣(井野碩哉君) 適正小作料ノ問

題ニ付キマシテハ、農林省トシマシテモ之ヲ

強制的ニ各府縣ニ要請ハ致シテ居リマセヌ、

府縣ニ實情ニ即シマシテ、其ノ府縣々々ノ

農地委員會ニ十分諮リマシタ上デ、地主諸

君モ小作人諸君モ共ニ、府縣ガ大體其ノ方

針ヲ示シテ居リマスガ、ソレニ同意ノアリ

マシタ所ニ於テ其ノ實行ガ行ハレテ居ルノ

デアリマス、デアリマスカラ府縣ニ實情ニ

依リマシテハ、非常ニソレガ多ク進ンデ解

決シテ居ル所モアリマスルシ、又府縣ニ依

リマシテハ殆ド數箇町村シカ出來テナイト

云フ所ノアリマスノモ、右ノヤウナ事情ニ

基イテノ指導方針ヲ採シテ居リマスガ爲メト

承知シテ居リマス

○米原章三君 只今ノ等差ノアルコトモ大

體分リマシタガ、是ハ指導ニ依リマシテ、
自作農創定ト相俟シテ特ニ進ンデ居ナイ方
面ハ御伺ヘ願ヒタイト思ヒマス、最後ニ今
一ツ御伺ヒ致シタイコトハ、衆議院ニ於テ
農業團體法案ニ對シテ附帶決議ガサレテ居
リマス、即チ「政府ハ農業團體ノ重大使命ニ
鑑ミ速ニ農業關係國策會社等ニ對シ徹底的
整理ヲ斷行シ其ノ業務ヲ農業團體ニ移讓セ
シムベシ」ト決議サレテ居リマス、由來國策
會社ハ統制經濟ノ發展過程ニ於キマシテ必
然的ニ設ケラレタ機構デアルト信ジマス、
從ヒマシテ之ガ改廢ハ其ノ影響スル所ハ重
大デアルト思ヒマス、此ノ決議ニ付キマシ
テノ當局ノ御意向ヲ承シテ置キマスルコトハ、
本案ヲ審議スル上ニ於キマシテ重要ナコト
ト信ジマスルガ故ニ御伺ヒ致シマス

○國務大臣(井野碩哉君) 衆議院ニ於キマ
スル農業團體法案ノ附帶決議ニ對シテ、其
ノ際私カラ委員諸君ニ御答ヲシテ居ル言葉
ガゴザイマス、ソレヲ朗讀致シマシテ今ノ
御答ニ代ヘタイト思イマス、即チ「農業關係
國策會社ハ統制經濟ノ發展過程ニ於テソレ
ゾレ其ノ具體的要請ニ基キ成立致シマシタ
機關デアリ、且生産、配給、消費ノ各層ニ瓦
シテ其ノ結果トシテ、地主ガ自分ヲ教養シ、
トモ自覺シテ、忸怩タル念ヲ生ジテ、サウ
シテ其ノ結果トシテ、地主ガ副ウタ良地主ト
サウシテ眞ニ日本ノ國風ニ副ウタ良地主ト
ナルト云フコトデナケレバナラナイト考ヘ
ルノデアリマス、デアリマスカラ地主ノ力
ハ制度ヤ經濟ノ問題バカリデナク、地主ノ
主トシテ其ノ教養ト德望トニ依シテ養ヘレ
シマスル教育、此ノ問題ハ又別箇ニ一つ將來
ミ方ニ依リマシテ解消シテ參ルコトダト存
ジテ居リマスガ、今御話ノ地主ノ子弟ニ對
デアリマス、從ツ過去ニ於ケル色々ノ地
主諸君ニ對スル非難等モ、今後ハ政府ノ進
ヘッキリシタ肚ヲ示セバ、之ニ協力ヲ致シ
テ參リタイト云フ氣持ヲ示シテ來フレタノ
ヒ致シマス

○國務大臣(井野碩哉君) 現在ノ地主ノ
方々ハ、相當ニ國家ノ要請ヲ理解シテ居ラ
レマシテ、最近ニ於キマシテハ、政府ガ或程度
ヘマシテ、ニテ政府ガモット積極的ニ之等ヲ御利用ニナ
スル御意志ガアルカドウカト云フコトヲ御伺
ヒ致シマス

○國務大臣(井野碩哉君) 現在ノ地主ノ
方々ハ、相當ニ國家ノ要請ヲ理解シテ居ラ
レマシテ、最近ニ於キマシテハ、政府ガ或程度
ヘマシテ、ニテ政府ガモット積極的ニ之等ヲ御利用ニナ
スル御意志ガアルカドウカト云フコトヲ御伺
ヒ致シマス

且篤ク教養セラレルモノデアルト存ズルノ
デアリマス、デアリマスカラ私ハ地主ノ子
弟ニ對シテ之ニ十分ナル農士トシテノ教養
ヲ與ヘルト云フコトガ最モ必要デアルト云
フ風ニ考ヘルノデアリマスガ、今日迄政府
ニ於テモ或ハ内原ノ訓練所デアルトカ又地
方ニ於テモ多數ノ農士學校等ガアリマスル
ガ、是等ニ對シテ地主ノ子弟ヲ入レテ教養
ヲシテ、サウシテ眞ニ我ガ國ノ皇國農村ニ
於ケル所ノ地主トシテノ教養ヲ與ヘルト云
モノガ眞ニ優良ナ地主トシテ努力ト創意ト、
マス、從ヒマシテ、當局ニ於テ種々ノ施設ヲセ
ラレカズガ、是ダケデハイカヌ、地主ト云フ
モノガ眞ニ優良ナ地主トシテ努力ト創意ト、
ソレカラ政府ノ施設ニ對シテ十分ニ農ニ徹
スルト云フコトニナラヌケレバナラスト考ヘル
ノデアリマス、デアリマスカラ私ハ、地主
ノ中ニヘ、鄉土ノ開發ニ對シテ御奉公シテ
居ラナイ者モアラウト存ジマスルガ、多少
シテ其ノ結果トシテ、地主ガ自分ヲ教養シ、
トモ自覺シテ、忸怩タル念ヲ生ジテ、サウ
シテ其ノ結果トシテ、地主ガ副ウタ良地主ト
サウシテ眞ニ日本ノ國風ニ副ウタ良地主ト
ナルト云フコトデナケレバナラナイト考ヘ
ルノデアリマス、デアリマスカラ地主ノ力
ハ制度ヤ經濟ノ問題バカリデナク、地主ノ
主トシテ其ノ教養ト德望トニ依シテ養ヘレ
シマスル教育、此ノ問題ハ又別箇ニ一つ將來
ミ方ニ依リマシテ解消シテ參ルコトダト存
ジテ居リマスガ、今御話ノ地主ノ子弟ニ對
デアリマス、從ツ過去ニ於ケル色々ノ地
主諸君ニ對スル非難等モ、今後ハ政府ノ進
ヘッキリシタ肚ヲ示セバ、之ニ協力ヲ致シ
テ參リタイト云フ氣持ヲ示シテ來フレタノ
ヒ致シマス

テ只今御話ニナリマシタ内原ノ訓練ニ於キ
メテ行クト云フコトニ於テ、鍊成ヲ致シテ
ノ所謂地主、新地主制度ト云フ言ヲ米原サ
ンハ御使ヒニナリマシタガ、サウ云ツタヤウ
ナ新ナル皇國農村ニ於テノ地主ノ教養ヲ進
シマスル教育、此ノ問題ハ又別箇ニ一つ將來
ミ方ニ依リマシテ解消シテ參ルコトダト存
ジテ居リマスガ、是等ノ子弟ノ再教育ト云フコト
ニ付キマシテモ十分考慮ヲ加ヘテ參リタイ

○男爵三須精一君 私ハ水産事業團體法案ニ付テ質問シテ見タイト思ヒマスガ、其ノ前ニ大臣ニ御伺ヒシタイコトガアリマス、現在日本ハ此ノ戰爭ニ於テ南方方面ニ非常ニ海水面ヲ得、且漁業方面ニ於キマシテモノニ伴ツテ非常ニ擴大シテ行クコトグラウト思ヒマスガ、之ニ對シテ技術者其ノ他モ相當今ヨリ準備シテ置ク必要ガアルト思ヒマス、然ルニ現在此ノ水產教育ノ施設ト云フモノガ、一般農業方面ノ教育施設ニ比較致シマシテ餘リニ貧弱デハナイカト云フ感ジガスルノデアリマス、將來此ノ方面ニ對シテ當局ハ擴大サレル御意思ガアリマスルヤ否ヤノ點ヲ御伺ヒ致シマス

○國務大臣(井野碩哉君) 今日水產業ノ發展性カラ考ヘテ見マンテ、殊ニ南方地域ノ水產教育ノ上ニ於テモット人材ヲ多ク養成スルト云フコトノ必要ハ認メテ居リマス、從テ今後モ其ノ方面ニ付テハ極力努力力ヲ致シテ行ク積リデ居リマスガ、本年差當リ遠洋漁業ノ生徒ヲ增加致シマシテ、サウシテ差當リノ需要ノ增加ニ應ジタイト考ヘテ、豫算ノ上ニ於キマシテモ其ノ施設ヲ致シタヤウナ譯デアリマシテ、今後トモサウ云フ方面ニハ十分力ヲ注イデ参りタイト考ヘテ居リマス

○國務大臣(井野碩哉君) 現在ノ漁業試験研究ト云フモノハ益々多クナッテ行クト思ヒマスガ、現在ニ於ケル各種水產試驗場ノ設備ト云フモノニ付テハ矢張リ餘リニ貧弱ノヤウニ思ヒマスガ、之ニ對シテ教育ト同様、將來設備ノ擴大ヲ御考ニナッテ居ラレマスカ、其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイ

○國務大臣(井野碩哉君) 現在ニ於キマス

ル水產ノ試驗研究ノ諸機關ノ現狀ハ、中央ニ於キマスル試驗場ハ相當擴大強化致シマス、然ルニ現在此ノ水產業ノ發達ノ爲ニ非常ニ貢獻之ニ伴ツテ非常ニ擴大シテ行クコトグラウト思ヒマスガ、地方ニ於キマスル試驗場等ハ主トシテ一種ノ連絡機關トシ、又其ノ地方事情ニ應ジテノ指導機關トシテノ機能ヲ發揮シテ居リマスガ、之ヲ各府縣毎ニ今日ノ如ク置クコトガ宜イカ、更ニノ機關ヲ統合シテ行クコトノ方ガ寧ロ宜イノデハナイカト私モ考ヘテ居ルノデアリマス、是等ノ制度ハ、現在ニ於キマシテハ資材ノ關係、労力ノ關係カラナカヽ思ヒ切ッタコトノ出來ル時代ニナリマシタナラバ、是等ノ整備ニ付キマシテモ十分考慮致シテ參リタイト考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 昨日デシタカ、石黒委員ヨリノ御意見ガアリマシテ、此ノ法文ニ福利施設ノ點が出テ居ルト云フヤウナ御話ガゴザイマシタ、當局ニ於キマシテハ、之ニ對シテ色々書イテハナイガ、アルト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、將來機會ガアト云フトハ、國民ノ食糧問題トシテ、又榮養問題トシテ誠ニ考慮シナケレバナラヌ大キナ問題デアリマスノデ、政府ト致シマシテモ銳意之ガ增加ニ付キマシテハ各方面カラ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、差當リ之ガ解決策トシマシテハ、結局油、重油ト云フ問題が相當大キナ要素ヲ占メテ居リマス、其ノ爲ニ南方カラ今後輸入シテ參リマスル油ニ付キマシテモ、陸海軍ニ要請シマシテ、出來ルダケ水產獲ノ資材トシテ配給ヲ受ケルヤウニ努力致シテ參リマスルシ、又一面漁船ノ徵用等ニ付キマシテモ、出來ルダケ軍ノ作戰ノ許ス限リ之ヲ漁業用ニ廻スヤウニ努力モ致シテ參リマスルシ、又海洋漁業ノミナラズ内水面竝ニ淺海ノ養殖増殖事業ト云フモノガ此ノ問題ヲ解決シマス、其ノ大キナ矢張リ部面デアリマスノデ、其ノ此ノ條文デ十分動キ得ル餘地ヲ殘シテ居リマス

リマスルカラ、差當リハ是デ進ンデ參リタイト考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 此ノ事變以來資材ノ不足ヤラ或ハ漁場竝ニ其ノ他ノ關係デ以テ非常ニ漁獲ノ生產量ガ年々減少シテ行クコト思ヒマス、ソレニ引換ヘ一方最近ノ如ク食糧ガ段々ト不足トナツテ來マスト、此ノ水產物ノ増強ハ非常ニ必要デアルト思ヒマスガ、之ニ對シ政府ハ現在如何ナル增產對策ニ付テノ御計畫ガゴザイマスカ、ソレニ付キマシテ……

○國務大臣(井野碩哉君) 支那事變以後、資材勞力ノ不足竝ニ漁船徵用等ノ見地カラ漁獲高ガ事變前ニ較ペマシテ殆ド半減近ク致シテ居リマスルコトハ御述ノ通リデアリマス、從テ國民ノ動物質蛋白給源トシマシテ最モ重大デアル水產物ノ減少ト云フコトハ、國民ノ食糧問題トシテ、又榮養問題トシテ誠ニ考慮シナケレバナラヌ大キナ問題デアリマスノデ、政府ト致シマシテモ銳意之ガ增加ニ付キマシテハ各方面カラ努力ヲ致シテ居ルノデアリマス、差當リ之ガ解決策トシマシテハ、結局油、重油ト云フ問題が相當大キナ要素ヲ占メテ居リマス、其ノ爲ニ南方カラ今後輸入シテ參リマスル油ニ付キマシテモ、陸海軍ニ要請シマシテ、出來ルダケ水產獲ノ資材トシテ配給ヲ受ケルヤウニ努力致シテ參リマスルシ、又一面漁船ノ徵用等ニ付キマシテモ、出來ルダケ軍ノ作戰ノ許ス限リ之ヲ漁業用ニ廻スヤウニ努力モ致シテ參リマスルシ、又海洋漁業ノミナラズ内水面竝ニ淺海ノ養殖増殖事業ト云フモノガ此ノ問題ヲ解決シマス、其ノ大キナ矢張リ部面デアリマスノデ、其ノ此ノ條文デ十分動キ得ル餘地ヲ殘シテ居リマス

リマスルカラ、差當リハ是デ進ンデ參リタイト考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 現在ノ漁業法ニ依リマスル所ノ漁業權ノ免許ト云フモノハ、全國ニ於テハ非常ナ大キナ數字ニ上ツテ居テ、此ノ度ノ漁業ノ統制ニナリマスルガ、之ニ整理ヲナサルコトト思ヒマスルガ、之ニ付キマシテ當局トシテハ如何ナル方法ヲ御持チニナリマスカ

○國務大臣(井野碩哉君) 今日ノ漁村ノ地域ニ於キマスル各種ノ漁業權ハ、制度的ニ相當ノ沿革ヲ持ツテ居リマスガ、併シ今日ノ時勢ニ即應シマシテ、如何ニシタラバ増產ニ資シ得ルカト云フコトヲ觀點ニ、再檢討ヲ加ヘテ行ク必要ガアルト思ツテ居リマス、先般來一應ノ漁業權ノ整理モ致シ、相當地先水面上ノ漁業權ニ付キマシテハ整理モ濟シテ居リマスガ、更ニ定地漁業權、特別漁業權ニ付キマシテモ、相當今申上げマシタニシテ行カナケレバナラナイト斯ウ考ヘテ居リマス、唯一ツ私有權ニアリマスガ故ニ、サウ外ノ事業ヲ整理致シマス程簡單ニ參ラナイ色々ノ實情ガゴザイマス、併シ今申シタヤウナ觀點カラ相當努力ハ致シテ參リタ

○伊ト考ヘマス

○男爵三須精一君 此ノ法文ノ中ニ於キマ
スル特別漁業會ト申シマスルモノハ、ドウ
云フモノデゴザイマセウカ

○政府委員(寺田省一君) 特別漁業會ト申
シマスノハ、特定ノ漁業ヲ營ンデ居ル漁業
者ガ集ツテ組織スルト云フ建前ヲ執ツテ居リ
マス、特別ノ漁業ト云フノハドウ云フヤウ
ナモノヲ豫想スルカト云フコトニ付キマシ
テハ、池中養殖業、池ノ中デ鯉ヤ鮒ヲ飼フ
池中養殖業、ソレカラ特定ノ地方ニ於ケル
特定ノ定地漁業、或ハ特定ノ地方ニ於ケル
鰯揚繩網デアリマストカ、サウ云フヤウナ
特定ノ漁業 斯ウ云フヤウナモノヲ營ンデ
居ル漁業者ガ、ソレドヽノ同一漁業ヲ營ン
デ居ル者ヲ以テ組織スル、斯ウ云フモノト
考ヘテ居リマス

○男爵三須精一君 次ニ御伺ヒシタインハ、
第十四條ノ一番オ終ヒノ但書「特別ノ事由
アルトキハ此ノ限ニ在ラズ」、是ハドウ云フ
コトナノデアリマスカ

○政府委員(寺田省一君) 第十四條第一項
ノ但書デゴザイマスガ、是ハ漁業會ノ地區
ハ、現在ノ漁業組合ト同ジヤウニ、市町村
又ハ市町村内ノ漁業者ガ居住シテ居リマス
ル一定ノ地區ヲ以テ組織スルコトガ原則ト
ナツテ居リマス、併シ河川流域デアリマス
カ、ソレカラ特別ノ灣形ヲナシテ居リマス
海岸デアリマストカ、ソレドヽノ市町村毎
ニ漁業會ヲ作リマシタノデハ、漁業權トノ
關係上却テ協力ヲ求メラレナイト云フヤウ
ナ場合ニ、二以上ノ市町村ニ跨ルト云フコ
トモ考ヘテ居ル次第デアリマス

○男爵三須精一君 是デ私ノ質問ハ終リマ
ス

○委員長(伯爵黒木三次君) 他ニ御質疑ガ

ゴザイマスレバ、此ノ際御願ヒ致シタイト
時休憩致シタイト思ヒマス、午後ハ二時ヨ
リ懇談會ヲ開催致シタイト存ジマスカラ、
ドウゾ各控室ニ御待チ下サイマシテ、皆サ
ン出来ルダケ御出席ノ上隔意ナイ當局ノ御
話モ伺ヒ、隔意ナキ委員ノ御意見ヲ述べラ
レテ、御懇談ヲナサラムコトヲ委員長ヨリ
希望致シマス、ソレデハ之ヲ以テ一時休憩
ヲ致シマス

午前十一時八分休憩

午後一時十四分開會

○委員長(伯爵黒木三次君) デハ是ヨリ午

前ニ引續キマシテ委員會ヲ開會致シマス、
皆様ト御話合ラ致シテ置キマシタ懇談會ニ
入りタイト存ジマスルノデ、速記ヲ止メマ
シテ懇談會ニ入リマス

午後二時十五分懇談會ニ移ル

○委員長(伯爵黒木三次君) ソレデハ是ヨ

リ懇談會ヲ閉ヂマシテ、委員會ヲ再會致シ
マス、明日ハ午後一時半ニ本委員會ヲ開會
致シタイト思ヒマス、デハ今日ハ是デ散會
致シマス

午後四時四十四分懇談會ヲ終ル

出席者左ノ如シ

委員長	伯爵黒木	三次君
副委員長	男爵稻田	昌植君
委員	公爵一條	實孝君
	公爵山縣	有道君
宣政君		

子爵松平	保男君
子爵土岐	章君
子爵本多	忠晃君
入江	貫一君
三井清一郎君	
男爵三須	精一君
男爵坊城	俊賢君
男爵西	酉乙君
官田	光雄君
松本	學君
千石興太郎君	
塩田	團平君
米原	章三君
柴田兵一郎君	
石黒	忠篤君
農林大臣	
農林省總務局長	重政
農林省水產局長	誠之君
農林書記官	省一君
寺田	碩哉君
藤田	嚴君